

教育長の専決処分による事務について

(教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則中改正)

教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則(平成15年横須賀市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「健康部長」を「民生局健康部長」に改める。

第1条中「健康部長」を「民生局健康部長(以下「健康部長」という。)」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(参考)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(教育長の専決)

第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 法令の改正又は廃止に伴い、教育委員会規則及び教育委員会訓令中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語に係る規定を改正すること。

教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則

↑
[民生局]

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する横須賀市立看護専門学校(以下「看護学校」という。)に関する事務の健康部長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

↑
↑
[以下「健康部長」という。]
↑
[民生局]